

瀬戸市議会基本条例（案）

目次

前 文

第1章 総則（第1条－第2条）

第2章 議会と議員の活動原則等（第3条－第6条）

第3章 市民と議会の関係（第7条－第8条）

第4章 市長等執行機関との関係（第9条－第12条）

第5章 議員間での討議による議会の合意形成（第13条）

第6章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第14条－第17条）

第7章 議会及び議会事務局の体制整備（第18条－第21条）

第8章 検証及び見直し（第22条）

附 則

前文

議会は、二元代表制の下、市長等執行機関との健全な緊張関係を保持しながら、政策立案機能及び行政の監視機能を十分に発揮し、市民にとって最良の意志決定を行うことにより、市民福祉の増進をはかることを使命として活動します。

そのために瀬戸市議会は、公正性と透明性が確保された議会運営に努め、自らの果たすべき役割と責務の重要性を改めて認識し、市民の多様な意見・意思を反映できる合議機関として市民の負託に全力で応えていくことを決意します。

よってここに、瀬戸市議会及び議員が活動していくに当たって最も根幹となる支柱として、また、議会の最高規範として瀬戸市議会基本条例を制定します。

『解説』

瀬戸市議会は、これまでも情報公開を始めとする様々な機能の充実に努めてきました。

これまで積み重ねてきた議会活性化に関する取組をより確かなものにするために、議会における最高規範として瀬戸市議会基本条例を定めることとしました。

前文では、瀬戸市議会基本条例制定に至った背景や制定にあたっての決意を示すとともに、条例本則中では議会、議員の基本的な活動原則や市民及び市長等との関係、常に議会改革を推進していく姿勢を明確にすることなどを規定しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会並びに議員の活動原則その他議会の運営に関する基本的事項を定めるとともに、議会機能の強化を図り、市民の負託に的確に答えていくことにより、市民福祉の増進及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

『解説』

この条例の制定目的を「市民福祉の増進及び公正で民主的な市政」の発展に寄与することとし、それがための議会並びに議員の原則、議会の運営に関する基本的事項について、明文化することを定めています。

(最高規範性)

第2条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会に係る条例、議会規則、議会告示等（以下「議会関係条例等」という。）を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後すみやかにこの条例に関する研修を行わなければならない。

『解説』

1 この条例が議会の最高規範であることを明らかにするとともに、議会に関する他の条例・規則等の制定や改廃、その解釈及び運用に当たっては、議会における最高規範であるこの条例との整合を図らなければならないことを定めています。

2 一般選挙後の条例の研修について定めています。

第2章 議会と議員の活動原則等

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動する。

(1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた分かりやすい議会運営に

努める。

- (2) 積極的に情報の公開を図り、市民に対する説明責任を果たす。
- (3) 市長等執行機関に対し、適切な市政運営が行われているか監視し、評価する。
- (4) 市民の多様な意見を把握し、市政に反映させるために必要な政策立案や政策提言を図る。
- (5) 合議制の機関であることにかんがみ、意思決定にあたっては、議員間の自由討議を積極的に行い、課題に関する論点・争点を明らかにし、合意形成に努める。
- (6) 議会の役割を追求し、絶えず議会改革に取り組むものとする。
- (7) 専門的な知見の活用や政策提言等に必要な研修もしくは視察を行うことにより、議会機能の強化に努める。

『解説』

- 1 第1条に記載されている目的を達成するための議会の基本的な活動原則を7項目定めています。
 - (1) 第1号は、市民とともに歩む議会として、公平・公正な議会運営を行うとともに、その活動状況を積極的に公開することにより透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すことを定めています。
 - (2) 第2号は、市政の課題や議案、意見書、決議、請願・陳情等の審議内容及び結果について、市民に対し、説明責任を果たしていくことを定めています。
 - (3) 第3号は、議決を行う前提として、議案審議などを通じて市長等執行機関による市政運営を監視するとともに、事務執行の成果等について評価することを定めています。
 - (4) 第4号は、議会として積極的な政策立案や政策提言に取り組んでいくことを定めています。

- (5) 第5号は、議会としての意思決定にあたり、議員間で自由闊達な議論を尽くし、その議論の中で中心となった問題点（論点）や議員間で意見が分かれた主要点（争点）を明らかにすることを定めています。
- (6) 第6号は、社会情勢の変化等を踏まえて、常に議会の果たす役割を検証しながら、絶えず、議会改革に取り組む姿勢を定めています。
- (7) 第7号は、議会機能強化を目的とした研修会の開催、調査研究のための視察を行うことを定めています。

（議員の活動原則）

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動する。

- (1) 議会は言論の府であり、かつ合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な議論を積極的に行う。
- (2) 市民の多様な意思・意見の把握に努める。
- (3) 市政の課題及び政策に関する調査研究に積極的に取り組むものとする。
- (4) 議会の構成員として、一部団体及び地域の課題解決にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動する。
- (5) 自己の資質を高めるため、不断の研さんに努める。
- (6) 市民の負託を受けた代表であることを常に自覚し、高い倫理観を持って誠実にその職務を遂行する。

『解説』

- 1 本条は、第3条で規定した議会の活動原則を踏まえ、議員としての基本姿勢、議会活動における原則を定めています。
 - (1) 第1号は、議会は複数の議員が集まり言論によって物事を決める言論の府、合議制機関であることを議員個々が認識し、議員間で自由闊達な議論を積極的に行うことを定めています。
 - (2) 第2号は、議員は市民の負託を受けた市民の代表であることを念

頭におき、市民の多様な意思、意見の集約に努めることを定めています。

- (3) 第3号は、議会の政策立案機能を強化するため、議員は市政の課題及び政策に関する調査研究に取り組むことを定めています。
- (4) 第4号は、議員は一部の団体及び地域の課題解決にとどまらず、市政全体を見据えた広い視野で市民福祉の増進を目指して活動することを定めています。
- (5) 第5号は、議員は常に調査研究、研修に努め、資質を高めていくことを定めています。
- (6) 第6号は、議員は高い倫理観やモラルをもって誠実に職務を遂行することを定めています。

(委員会の活動)

- 第5条 委員会は、委員相互間の自由討議を中心とした運営に努めるとともに、政策立案及び政策提言を積極的に行うよう努めるものとする。
- 2 委員会は、その所管事項の調査及び付託された議案等の審査を行った結果、必要があると認めるときは、委員会として所管事項の調査にあつては所見を、議案等の審査にあつては意見をそれぞれ付するものとする。
 - 3 委員会は、必要に応じて参考人又は専門的知見を有するものを活用し、政策提言の内容の質を高めるよう努めるものとする。

『解説』

- 1 委員会は、その専門性と特性を活かして、詳細な議論を行う場であることから、運営にあたっては委員相互間の自由討議を中心とし、審査を通じて、市長等に政策立案や政策提言を積極的に行っていくことを定めています。
- 2 それぞれの委員会が所管する事項の調査及び付託された議案等の審査を行った結果、委員会としての所見や意見を付す必要があると認めるときは、積極的に行っていくことを定めています。

3 委員会が政策提言を検討するにあたっては、必要に応じて参考人や専門的知見を有する者を活用し、委員会の課題分析、提言作成等の能力を補完することを定めています。

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うため、同一の理念を共有する議員をもって会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策提言等を行うための調査研究を積極的に行うものとし、必要に応じて会派間で調整を行い合意形成に努めるものとする。

『解説』

1 議員は、議会活動を行うにあたり、理念を同じくする議員と会派を結成できることを定めています。

2 会派は、積極的に調査研究を重ね、政策立案、政策提言を行うこと、また、議会として合意形成できるよう、必要に応じ会派間で調整を行うことを定めています。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第7条 議会は、会議等を原則公開するとともに、市民に対し議会の活動に関する情報を積極的に公表して情報の共有を推進し、説明責任を果たすものとする。

2 議会は、定例会閉会後に議会で行われた議案等の審議の経過及び結果を市民に報告するための議会報告会と、市民との意見交換会を交互に開催し、市政に市民の声を反映させるよう努めるものとする。

3 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

- 4 議会は、請願を「市民からの提案」、陳情を「市民からの意見」と位置付け、その審議において必要があると認める場合は、提案者の説明、意見を聴く機会を設けなければならない。

『解説』

- 1 議会は、透明性を確保する観点から秘密会とする場合を除き、会議等（本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び広報広聴協議会のことをいう。）を公開することを定めています。
- 2 議会は、定例会閉会後に議会報告会と市民との意見交換会を交互に開催し、市民への説明責任を果たし、市民の意見を市政に反映させることを定めています。
- 3 議会は、議案の審議等に反映させるため、委員会において地方自治法第115条の2に定められている公聴会制度及び参考人制度を活用することを定めています。
- 4 議会は、市民からの提案（請願）、市民からの意見（陳情）を委員会で審査するにあたり、必要に応じて提案者の説明、意見を聴く機会を設けることを定めています。

（広報広聴の充実）

- 第8条 議会は、議会の活動に関する情報を、議会だよりで定期的に市民に公表するとともに、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会と市政への関心を高めてもらえるよう議会広報活動に努めるものとする。
- 2 議会は、市民との意見交換会の開催等、様々な機会を通じて市民の多様な意見を把握・集約するものとし、その意見を市政や議会運営に反映するよう努めるものとする。
 - 3 議会は、議会の広報広聴活動を充実させるため、全議員で構成する広報広聴協議会を置く。

4 広報広聴協議会に関し必要な事項は、別に定める。

『解説』

- 1 議会は、議会だよりはもとより、多様な広報手段を活用し、議会の活動を広く市民に周知することを定めています。
- 2 議会は、市民との意見交換会等様々な機会を通じて積極的に広聴活動を行い、市民の多様な意見を把握・集約することを定めています。
- 3 議会は、地方自治法第 100 条第 12 項の規定に基づき、会議規則で定める協議・調整の場として広報広聴協議会を設置することを定めています。
- 4 広報広聴協議会の詳細については別に定めることとしています。

第 4 章 市長等執行機関との関係

(市長等と議会との関係)

第 9 条 議会は、市長等との緊張関係を常に保持し、事務執行の監視及び評価その他議事機関としての責務を果たすものとする。

- 2 議会審議において、議員と市長等は、次の各号に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。
 - (1) 議会での一般質問は、論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。
 - (2) 市長等は、議員の質問等に対して、本会議並びに委員会において反問することができる。

『解説』

- 1 議会審議における議員と市長等執行機関との緊張感の保持について定めています。
- 2 (1) 論点、争点を明確にするため、一般質問の質問方法を定めています。
(2) 論点、争点を明確にするため、市長等は、議員の質問等（代表質

問、一般質問、緊急質問、議案質疑、本会議又は委員会における議員提出議案) に対して反問ができることを定めています。

(市長による政策等の形成過程の説明)

第10条 議会は、市長が提案する政策、計画、事業等（以下「政策等」という。）について、政策等の水準を高めるため及び市民への公開のため、市長に対して、次の各号に掲げる事項の説明に努めるよう求める。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (4) 瀬戸市総合計画との整合性
- (5) 財源措置
- (6) 将来にわたる効果及び費用

『解説』

- 1 政策水準を高める議論を行うため、6項目の情報提供に努めるよう市長に求めることを定めています。
- 2 市長が提案する政策等については、議会に対する説明時期等を別に定めるものとします。

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第11条 議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審査に付すに当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の作成に努めるよう求める。

『解説』

市長が、予算案や決算を議会に提出するに当たり、前条同様に、市民の代表である議員が審議を深めやすいよう、分かりやすい説明資料の作成に努めるよう市長に求めることを定めています。

(議決事件の追加)

第12条 議会は、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、必要と認められるものを議決事件として追加することができる。

2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。

『解説』

- 1 地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議会の議決事件について追加できることを定めています。
- 2 議決すべき事件については、別条例において定めることとしています。

第5章 議員間での討議による議会の合意形成

(議会の合意形成)

第13条 議会は、議員による議論の場であることを認識し、議員相互間の自由討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市民提案（請願、陳情を含む）に関して審議し結論を出す場合、議員相互間において議論を尽くし、合意形成に努めるものとする。

『解説』

- 1 議会は、議論の場であることの確認、議員間の自由討議を中心に運営に努めることを定めています。
- 2 議会は、本会議・委員会において議案審議等の結論を出す場合、議員間で議論を尽くして合意形成に努めることを定めています。

第6章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第14条 議員の政治倫理は、別に要綱で定める。なお、議員は、市民全体

の代表者として、その倫理性を常に自覚するとともに、要綱を規範とし、遵守しなければならない。

『解説』

議員は、法の精神にのっとり、市民全体の奉仕者としてその倫理性を自覚し、公正、誠実かつ清廉を基本として厳しい倫理意識に徹して積極的に活動し、市政の浄化と発展に寄与することを目的とした「瀬戸市議会議員政治倫理要綱」を規範として遵守することを定めています。

(議員定数)

第15条 議員定数は、別に条例で定める。

- 2 議員定数の改正に当たっては、市政の現状及び課題並びに将来の予測、展望等を十分に勘案し、検討されなければならない。

『解説』

- 1 議員定数は、別の条例で定めることとしています。
- 2 議員定数の改正は、市政の現状や将来展望を踏まえて総合的に検討することを定めています。

(議員報酬)

第16条 議員報酬は、別に条例で定める。

- 2 議員報酬を改正するに当たっては、市長が審議会の答申を経て提案する場合のほか、委員会、議員が議員報酬の改正を提案するときは、明確な改正理由を付さなければならない。

『解説』

- 1 議員報酬は、別の条例で定めることとしています。
- 2 報酬の改正は、市長が瀬戸市特別職報酬等審議会の答申を経て提案する場合のほか、委員会や議員が提案する場合は明確な改正理由を付さなければならないことを定めています。

(政務活動費)

第17条 議員は、調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付される政務活動費の執行にあたっては、別に定めた条例等を遵守し、適正かつ有効に使用しなければならない。

2 議員は、政務活動費の使途の透明性を確保し、市民に対して説明責任を果たすため、収支報告書等を公表する。

『解説』

1 議員は、政務活動費の執行にあたっては、条例等（瀬戸市議会政務活動費の交付に関する条例、同施行規則、各派代表者会で確認された使途基準）を遵守し、適正かつ有効に使用しなければならないことを定めています。

2 議員は、政務活動費が公費で賄われていることに鑑み、収支報告書等（収支報告書、領収書、視察又は研修に係る調査報告書）を公表し、市民への説明責任を果たさなければならないことを定めています。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

(議会事務局の体制整備)

第18条 議会は、監視及び調査機能の強化並びに政策立案及び政策提言等の能力向上のため、議会事務局機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

『解説』

監視及び調査機能の強化並びに政策立案及び政策提言等の能力向上のため、事務局機能の充実強化について定めています。

(議会図書室)

第19条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

『解説』

議会は、議会図書室の図書及び資料等を充実し、議員の調査研究に資することで、議員の審査及び政策立案、政策提言等の能力の向上を図ることを定めています。

(予算の確保)

第20条 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、市長に対し必要な予算を確保するよう求める。

『解説』

予算の提案及び執行は、市長の権限であることから、議会費の決算状況、及び市の財政状況を勘案しつつ、円滑な議会運営を実現し、議会機能を強化するため、必要な予算の確保を市長に求めることを定めています。

(議員研修の充実強化)

第21条 議会は、議員の政策立案及び政策提言等の能力向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会の開催に努めるものとする。

『解説』

- 1 議員の政策立案及び政策提言能力向上のため、議員研修を充実強化することを定めています。
- 2 研修の充実強化に当たり、専門家、市民等との研修会について定めています。

第8章 検証及び見直し

(検証及び見直し)

第22条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の施行の状況について

議会運営委員会等で検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

『解説』

議会は、必要に応じ、条例の施行の状況について議会運営委員会等で検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることを定めています。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。